

宇佐警察署協議会

第3回会議の開催状況

第1 開催月日

令和6年12月5日（木）

第2 出席者

公安委員

協議会 委員 5名

警察署 署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域交通課長、
刑事課長、警備課長 8名

第3 議事の概要

1 業務推進状況等の説明

警察署から

- ・業務推進状況
- ・諮問事項「若手職員の育成」の推進状況

について説明がなされた。

2 職務質問実戦訓練見学

諮問事項「若手職員の育成」に関し、警察署から、若手職員による職務質問実戦訓練の実演がなされた。

3 速度取締り指針の説明

警察署から「令和7年速度取締り指針」について説明がなされた。

4 委員からの意見・要望

(1) 犯罪実行者の募集（いわゆる「闇バイト」）について

委員から「社会的に問題となっている闇バイトについて、大分県内や管内での被害はあるか。また対策はどのようにしているか」旨の質問がなされ、警察署から「県内での状況は即答できないが、今のところ管内での被害はないものと承知している。対策としては、管内の高校やショッピングモールにてチラシを配ることを行い、広報啓発活動を行っている」旨の説明がなされた。

(2) 管内の交通事故減少傾向についての分析

委員から「管内の交通事故が減少傾向にあることについて、要因は何か」旨の質問がなされ、警察署から「要因としては様々あると思うが、一番は分析に力を入れたところと考えている。交差点での事故が増えれば、信号無視や一時不停止違反の検挙に重点化したり、また、時間帯も考慮し、例えば夜間の時間帯にこの路線で事故が多いということであれば、そこで速度取り締まりを試みたりといったように、分析を基に、真に効果のある取り締まりを繰り返した結果ではないかと考えている」旨の説明がなされた。

(3) 速度取締り指針の広報について

委員から「速度取締り指針の広報活動の方法について教えてほしい」旨の質問がなされ、警察署から「警察本部の公式SNSで取締りの情報を発信している。この情報発信が注意喚起となり、事故の減少に繋がっている部分があるのではないかと考えている」旨の説明がなされた。